

津市斎場等周辺地区環境保全事業補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第203号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市斎場等に係る周辺地区（以下「周辺地区」という。）における生活環境の保全に資するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「斎場等周辺地区環境保全事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、周辺地区において、その環境の保全に係る事業で市長が必要と認めるもの（以下「環境保全事業」という。）を行う団体（以下「団体」という。）に対して、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、環境保全事業の規模等を勘案し、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、環境保全事業を行う日前10日とする。

(添付書類)

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体が存在していることを証する規約、会則その他これらに類する書類
- (2) 団体に係る事業概要書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に合併前の津市斎場等周辺地区環境保全事業補助金交付要綱（平成5年津市訓第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。